

重点方針4

全庁的に取り組む防災対策と危機管理体制の充実

近畿内陸の活断層が活動期に入ったとされており、また、2040年ごろには、東南海・南海地震の発生が懸念されており、多くの活断層が存在する本市においては、大規模災害に対する備えを強化していく必要があります。また、近年、地球温暖化の影響ともいわれる局地的な集中豪雨が多く発生し、河川のはん濫や家屋、道路への被害はもちろんのこと、地下空間等への浸水被害が新たな問題としてクローズアップされるなど、大規模災害への対応が急務となっています。

これら大規模災害による被害を軽減し、災害に強い安心・安全のまちづくりを推進していくため、京都市地域防災計画に基づき、防災関係機関はもとより、市民との協働により、防災対策を着実に積み上げていくことが求められます。

さらに、平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が施行され、平成18年1月に作成された京都府の国民保護計画に基づき平成19年1月に京都市国民保護計画を作成しました。国民保護措置の実施に当たっては、市民の理解と協力が必要不可欠であることから、市民への普及啓発を図るとともに、職員への研修等を実施し、市民の生命、身体及び財産を守る危機管理体制の更なる充実を図ります。

このようなことから、平成21年度政策等の推進方針に係る四つ目の重点方針に「全庁的に取り組む防災対策と危機管理体制の充実」を掲げました。

重点施策1 地域防災計画の推進

京都市第3次地震被害想定に基づき実施した防災力の検証を行うとともに、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の構築、観光客、留学生及び通勤通学者等に対する防災対策の検討、文化財とその周辺を守る防災水利整備事業など幅広い防災対策の推進とその充実を図ります。

事業項目

消防防災通信ネットワークの整備

《情報通信課》

近年、携帯電話の普及など情報通信機器の利用拡大に伴い、各利用分野での無線周波数の割当てを再配分しなければならない状態になったことから、電波行政を担う総務省において、周波数の割当ての見直しと再編（電波の有効利用）が進められています。

これに伴い、現在使用しているアナログ式の消防救急無線及び防災行政無線（地域防災無線）の周波数の使用期限並びに当該期限後に使用する周波数及び方式（デジタル方式）が定められました。

本事業は、これに対応するため、平成23年に使用期限を迎える防災行政無線の再整備等を平成19年度から平成22年度までの4箇年で行うもので、平成19年度については統制局及び2箇所の基地局を、平成20年度については中京区、右京区及び西京区（区役所及び避難所）の端末局の整備を行いました。

21年度
取組事項

デジタル移動系防災無線※の整備

《情報通信課》

- ・ 端末局（区役所及び避難所等） ～平成22年度まで

※ 現行の地域防災無線（アナログ式）の使用期限設定（平成23年）に伴い、その代替として使用する無線

事業項目

耐震型防火水槽をはじめとする消防水利の整備

《警防計画課，消防救助課》

震災消防水利整備計画に基づき、耐震型貯水槽及び防火井戸を計画的（100^m級耐震型防火水槽：7基，40^m級耐震型防火水槽：5基，防火井戸：3基）に整備するとともに、京都市防災水利構想の理念に基づき、建設局や上下水道局の河川整備事業等に併せて防災水利施設の設置等を要請し、震災時の大火を防ぐための消防水利を効果的、かつ効率的に確保していきます。

震災消防水利整備計画に基づく消防水利の整備を始めた平成16年度には、震災時の火災に対応するために必要な水量が不足する地域は89地域ありましたが、計画的な整備により平成20年度末には48地域にまで減少させました。

【震災消防水利整備計画】

建物の量や人口（地域特性・危険度ランク）に応じて、震災時に当該地域を守るために必要な消火用水の量を算出し、現在ある水量を差し引き、不足している地域と水量を判定して、計画的に耐震型の防火水槽や防火井戸を設置していく計画

この計画に基づいて平成16年度から15年計画で、100^m級耐震型防火水槽：105基，40^m級耐震型防火水槽：75基，防火井戸：45基を設置予定

21年度
取組事項

耐震型防火水槽及び防火井戸の整備

《警防計画課，消防救助課》（警防課）

震災消防水利整備計画に基づき、水量不足地域に対して計画的な整備を継続する。

事業項目

文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

《企画課，施設課，予防部》

この事業は、総合的な震災対策の一環として、東山区清水地域において、平時の火災はもとより、震災時の大火に対しても消火及び延焼防止を行うことができる新たな消防水利を整備するとともに、地域住民の防災意識の高揚及び防災力の向上を図り、貴重な文化財とその周辺地域の伝統的な町並みを火災から守ることを目指し、平成18年度から5箇年計画で進めているものです。

21年度
取組事項

清水地域における文化財とその周辺を守る防災水利整備事業の実施

《企画課, 施設課, 予防部》

- ・ 1, 500 m³級耐震型防火水槽の整備（清水寺敷地内）
- ・ 耐震性能の高いポリエチレン製配水管の延長
- ・ 市民用消火栓及び消防隊用消火栓の増設
- ・ 文化財延焼防止放水システムの設置（法観寺及びその周辺家屋）
- ・ 自主防災組織、消防団及び文化財関係者など地域一体となった防災ネットワークづくりの推進

事業項目

土砂災害警戒避難体制の推進

《防災危機管理室》

「土砂災害防止法」に基づき、府知事が指定した土砂災害警戒区域内において、住民や要配慮者利用施設への情報の伝達や避難等の警戒避難体制を構築するため、警戒避難体制策定の手引きや土砂災害ハザードマップを作成し、配布して、土砂災害の危険性や避難行動要領の周知を図るとともに、地域毎の土砂災害に対応した避難体制の推進を図ります。

21年度
取組事項

土砂災害警戒避難体制の推進

《防災危機管理室》

- 1 警戒避難体制策定の手引きの作成及び配布
 自主防災組織向けの警戒避難体制策定の手引きを作成し、配布して、住民等の防災意識の向上を図るとともに、情報連絡体制や避難路、避難場所等などの必要な見直しを行って「水災害にも対応できる市民防災行動計画（土砂災害）」に反映させる。
- 2 ハザードマップの作成及び配布
 土砂災害警戒区域等の範囲、住民に周知すべき危険性や災害時の行動要領などをハザードマップとして作成し、配布して住民等の災害対応力を高める。

事業項目

京都市域の防災力検証

《防災危機管理室》

本市においては、本市が行った活断層調査や京都盆地の地下構造調査などの成果を生かして平成15年度に第3次地震被害想定を策定するとともに、この被害想定を踏まえて全面的な見直しを行った京都市地域防災計画に基づき、地震防災対策を推進しています。

平成21年度には被害想定から5年が経過することから、この間の本市や市民等の取組による地震防災対策の現況における到達点を把握し、その効果を検証するための調査を実施します。

また、この調査の成果を活かし、効率的かつ効果的な防災対策を推進します。

**21年度
取組事項** 京都市域の防災力検証

《防災危機管理室》

1 被害想定現状把握

第3次地震被害想定で示された人的被害などの被害想定項目について、被害想定根拠となった住宅ストックなど各種データを更新し、現時点での被害量を把握する。

2 防災力の現状把握

過去5年間における公助、共助、自助の防災対策の実施状況等を調査し、検証することにより、本市における現状の地震防災対策の到達点や防災力（災害対応能力）の向上の程度を把握する。

事業項目 観光客、留学生及び通勤通学者等に対する防災対策の検討

《防災危機管理室》

本市は、年間4,900万人を超える国内外からの観光客が訪れ、また、約4,500人の留学生や多数の他都市出身の学生が滞在するとともに、他都市からの通勤通学者も多いまちです。

地震等の大規模災害が発生した場合、これらの方は、市内の地理や地域での避難計画について不案内であることや特に外国人観光客は日本語が理解できないことなどが、身の安全確保や早期の帰宅という点で大きな障害となることから、観光客等に対する迅速な情報伝達、避難誘導、帰宅支援など効果的な防災対策について、検討を行います。

**21年度
取組事項** 観光客、留学生及び通勤通学者等に対する防災対策の検討

《防災危機管理室》

地震等の大規模災害が発生した場合に観光客、留学生及び通勤通学者等の安全を確保し、早期の帰宅を実現するため、実態把握を踏まえた諸課題を抽出し、優先的に対応すべき課題と対応方策等について、観光、交通、国際交流部部門などの関係機関との意見交換、学識経験者からの意見聴取等により検討を進める。また、観光客等の効果的な防災対策を進めるに当たり、他都市等との広域的な連携のあり方について、京都府等と連携して検討を進める。

事業項目 防災マップ（水災害編、地震編）改訂

《防災危機管理室》

京都市防災マップは、地震、水災害、土砂災害による地域の災害危険度を周知し、災害に対する日頃の備えと自主的な防災の取組に活用するため、全世帯に配布しているもので、平成16年度に作成し、一部地域で追補版を発行を行いました。新たな河川の浸水想定区域図の公表や避難所、防災拠点などの変更等に対応するため、改訂を行います。

21年度
取組事項

防災マップ（水災害編、地震編）のデータ作成

《防災危機管理室》

河川の浸水想定区域図の公表等に伴うハザード情報の追加や避難所、防災拠点、道路等の追加、変更に伴う修正を行うとともに、新たに緊急地震速報、耐震改修などの防災情報や河川ごとに浸水想定区域図などのハザード情報を加えたデータの作成と必要な情報提供を行う。

重点施策2 自主防災組織をはじめとする地域の災害対応力の向上

全国各地で発生した大地震や水災害などで課題となった情報連絡体制や避難困難者等への要配慮者対策も反映した市民防災行動計画づくりの着実な推進を図るとともに、市民自らが防災の取組についての意見交換や情報交換を行い、情報の共有化を図るための市民防災会議を開催します。また、地震による人的被害を軽減する方策として、引き続き家具転倒防止対策等の必要性の啓発や実践的な訓練等を通じて、災害発生時に的確に行動できる活動能力の高い自主防災組織の育成を目指した取組を実施します。

さらに、学生が多いという京都の特徴に着目し、平成19年度に新たに創設した「京都学生消防サポーター」制度により学生をはじめとする青年層への防火防災知識の普及啓発を図ることにより、地域の災害対応力の一層の向上を図ります。

事業項目

身近な地域の市民防災行動計画づくりの推進

《市民安全課》

この事業は地震や水害などの災害に備えて、地域住民の一人一人が、隣近所の皆さんと一緒に、防火防災について考え、それらを町内版の防災計画としてまとめ、我が家で、また隣近所で、自分たちに実践できることを行動に移すことを目的としています。

町内版の防災行動計画には、自分たちの地域は、災害に備えて、「何が必要で、何をすべきか」が集約され、平常時の取組や災害時の活動を実践事項として盛り込んでいます。

これらの取組は、地震災害対応等の大規模な災害への対応を中心に実施していますが、地域防災の基本である「自分たちのまちは自分たちで守る」の意識を高揚し、日常の放火防止や要配慮者対策などについても併せて考えていただくこととなり、様々な災害対応力の向上が図れるものです。

平成17年度からは、京都市防災マップ（水災害編）の浸水想定区域等の必要な情報を防災カルテプログラムに組み込み、水災害への対応が必要となる地域に対して、防災情報を提供し、水災害にも対応できる身近な地域の市民防災行動計画づくりを進めています。

平成22年度末には、京都市基本計画に掲げているとおり、すべての自主防災部で防災行動計画（水災害対象地域の計画を含む。）が策定されるよう、平成18年度までに策定されたすべての計画書の内容について集計し、分析した結果を基に作成した「策定指針」や先駆的な事例を盛り込んだ資料を活用し、消防署ごとに策定目標を設定して、計画の早期策定を目指すとともに、既に策定されている自主防災部の防災行動計画についても、内容の見直しや充実をあわせて進めます。

21年度
取組事項

身近な地域の市民防災行動計画づくりの推進

《市民安全課》（警防課）

未策定計画については、間もなく事業最終年度を迎えるに当たり平成20年度に各署へ通知した策定指針及び事例集を活用し、消防署ごとに策定目標を設定して強力に策定を推進していくとともに、既に策定された市民防災行動計画についても見直しや内容の充実を図る。

- 1 自主防災部ごとに身近な地域の市民防災行動計画を策定
（平成21年度目標 300自主防災部）

身近な地域の市民防災行動計画の策定数（平成20年12月末現在）

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20
策定数	1	52	230	1,263	1,637	935	880	735	220
延べ策定数	1	53	283	1,546	3,183	4,118	4,998	5,733	5,953

○ 自主防災部数 6, 238 ○ 策定率 95.4%

- 2 指導対象地域の自主防災部において、水災害にも対応できる市民防災行動計画を策定
（平成21年度目標 600自主防災部）

水災害にも対応できる市民防災行動計画策定数（平成20年12月末現在：対象外地域含む）

年度	17	18	19	20
策定数	312	933	615	291
延べ策定数	312	1,245	1,860	2,151

○ 指導対象地域の自主防災部数 2, 137 ○ 策定率 72.3%

【主な指導対象地域】

- ① 京都市防災マップ（水災害編）で浸水深0.5メートル以上の地域に該当する自主防災部
- ② 京都府土砂災害警戒箇所点検マップの地すべり、急傾斜及び土石流による被害のおそれがある箇所に、複数の住宅がある自主防災部

【主な指導対象地域の自主防災部数 2, 137】

事業項目

市民防災会議による情報共有化の推進

《市民安全課》

市民防災会議を創設した目的は、京都市地域防災計画の基本理念に掲げている「防災情報の共有化」をより一層推進するとともに、市民自らが実践されている防災活動についての情報交換や交流を行う場を提供することにより、市民の防災意識を更に向上させ、防災を軸とした地域コミュニティの活性化を図ることにあります。

平成21年度においても引き続き、行政区の実情にあった「市民防災会議」を開催し、各自主

防災組織相互の情報の共有化を推進します。

**21年度
取組事項** 市民防災会議による情報共有化の推進

《市民安全課》（警防課）

行政区の実情にあった「市民防災会議」を開催し、行政及び市民相互の防火・防災情報の共有化に努める。

【市民防災会議において実施する具体的な内容】

- ・ 各自主防災会で取り組んでいる防災活動（総合防災訓練、研修会、講演会、啓発活動等における具体的な計画の樹立方法やその内容）に関する情報交換
- ・ 身近な地域の市民防災行動計画づくりでの取組内容に関する情報交換
- ・ 地域における防災情報ネットワークの構築（事業所との連携、他の団体との連携等）
- ・ 今後新たに取り組むべき防災活動に係る情報提供（水害、土砂災害、家具の転倒防止器具の普及促進、火災220件以下の定着に向けた取組、住宅用火災警報器の設置促進等）

事業項目 学生をはじめとする幅広い年代の市民に対する防災知識の普及啓発

《教養課》

学生のまち京都の特性を生かし、学生に対する防火防災の知識と技能の普及を図るとともに、大規模災害の発生時には、自主防災組織の一員として応急救護活動等を行うなど、地域の災害対応力を高めることを目的として、平成19年12月に、学生による登録制の消防サポーター制度として、「京都学生消防サポーター制度」を創設しました。

現在、103名（男性71名、女性32名）が学生サポーターとして登録し、本市主催の防火防災関連行事や各種研修へ参加するほか、学生サポーターの技能を生かしたボランティア活動に参加するなど自主的な活動も行っています。

今後も引き続き学生サポーターの養成と自主的活動を展開するための支援を行ってまいります。

**21年度
取組事項** 京都学生消防サポーターの養成

《教養課》

- 21年度新規登録者目標数
新規登録者目標数100名 4月7日から6月15日にかけて一般募集
- 21年度育成指導計画

6月～9月	普通救命講習，基礎研修，追加研修
8月21日	登録証交付式，指令センター見学
9月 1日	京都市総合防災訓練
9月14日～16日	追加研修（応急手当普及員講習第2回）
11月28日	学生サポーター交流会
1月10日	消防出初式

2月～3月

追加研修

21年度
取組事項

京都学生消防サポーターが自主的活動を展開するための支援

《教養課》

- ・ 京都学生消防サポーターの育成指導に関する長期指導計画を樹立し、学生生活の4年間という長期に渡る指導期間を通じて、学生のモチベーションを維持しながら、経験年数に応じ、段階的かつ効果的に防火防災に関する知識や技能の向上を図る。
- ・ 学生サポーターによる普通救命講習の指導や研修等の企画立案、地域自主防災訓練等への参加を通じた地域住民との交流など、今後学生サポーターが、より積極的に知識や技能を生かした地域活動への参加の機会を提供する。
- ・ 学生サポーターの組織化を図り、これを活性化し発展させていくため、学生相互の親睦を深め主体的行動を促す環境づくりや、自主的な活動に対する助言や指導、情報提供などの支援を行う。

重点施策 3 危機管理体制の充実強化

平成16年9月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）に基づき、平成19年1月に京都市国民保護計画を作成しました。引き続き、国民保護計画の市民への普及啓発や職員への研修等を実施するとともに、新型インフルエンザに対応した危機管理計画の策定の促進など、市民の生命、身体及び財産を守る危機管理体制の更なる充実を図ります。

事業項目

危機への対応能力の向上

《防災危機管理室》

防災危機管理研修や地域防災計画、国民保護計画、危機管理基本計画、各局危機管理計画に基づく訓練等を通じ、危機発生時の初動対応能力の向上に努めるとともに、大学等の研究機関の調査研究も活用し、全庁的な危機管理体制の充実強化を図ります。

21年度
取組事項

危機管理意識の浸透

《防災危機管理室》

- 1 新規採用職員及び新任係長級職員に対する防災危機管理研修を実施する。
- 2 新任司令長及び指揮隊長等、新任司令補に対する危機管理教育を実施する。

21年度
取組事項

危機発生時における初動対応能力の向上

《防災危機管理室》（総務課，予防課，警防課）

- 1 各局区及び消防署等における「防災・危機管理トレーニング」の実施を促進する。
- 2 必要に応じた各局の危機管理計画の見直しを促進する。

- 3 新型インフルエンザの発生に備え、事業継続の視点を持った、新型インフルエンザに対応した新たな各局危機管理計画の策定を促進する。

21年度
取組事項

防災危機管理対策に関する研究の推進

《防災危機管理室》

- 1 大学等の研究者等が行う防災危機管理対策に関する調査研究に対する助成を行う。
- 2 調査研究の結果を活用し、防災危機管理対策の充実強化を図る。

事業項目

京都市国民保護計画の周知等

《防災危機管理室》

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たっては、市民の理解と協力が不可欠であることから、継続的に市民に対する国民保護の普及啓発を図る必要があります。また、市職員は、武力攻撃災害から市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、研修や訓練を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得と対処能力の向上に努めます。

21年度
取組事項

国民保護に係る市民啓発の推進

《防災危機管理室》（総務課）

- 1 国民保護計画啓発用パンフレットを作成し、計画的に配布する。
- 2 国民保護の仕組みやテロが発生した場合に市民がとるべき対処などを示した啓発用媒体を作成し、広く市民に配布する。

21年度
取組事項

研修やテロ災害訓練による職員対応能力の向上

《防災危機管理室》

- 1 防災危機管理研修等を活用し、国民保護に関する職員の研修を実施する。
- 2 研修や訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図る。